

政策1.自治の健康

1 施策名 市民参画によるまちづくりの推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民一人ひとりが積極的に社会参画できる場をつくるため、市民の地域づくりへの関心を高めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。

また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらを結び付ける相互のネットワークづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・まちづくり活動に参画する

| 成 果 指 標 | 単 位 |
|---|-----|
| A：地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合 [市民アンケート] | % |
| B：市の行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合 [市民アンケート] | % |

| 成果指標 | 平成26年度 現状値 | 数値区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|---------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| A | 64.6% | 成り行き値 | 64.3% | 64.0% | 63.7% | 63.4% |
| | | 目標値 | 65.0% | 65.5% | 66.0% | 66.5% |
| B | 74.1% | 成り行き値 | 74.1% | 74.1% | 74.1% | 74.1% |
| | | 目標値 | 74.3% | 74.5% | 74.7% | 74.9% |

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合の成り行き値は、本市の平成24～26年度の市民意識調査結果を参考に、平成31年度まで微減傾向で推移すると設定しました。目標値は、自治基本条例をもとにしたまちづくりに引き続き取り組むとともに、転入により増加している新たな市民に対し自治会や区と協力して地域活動などへの参加を働きかけ、また、ボランティア活動やNPO活動に取り組んでいる団体等への支援をさらに強めることで、毎年0.5%の増を目標値としました。

B：市の行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合の成り行き値は、平成27年1～2月に実施した本市の総合計画と合併に関する市民意識調査の結果をもとに、平成31年度までこのまま推移すると設定しました。

目標値は、市の行う説明会や行事、イベントなどを更に魅力あるものとし、広報紙やホームページなどで市民への周知を図ることで、毎年0.2%の増を目標値としました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 自治基本条例の認知度があまり上がっていません。
- 転入による人口の増加に伴い、新しい市民に対する地域づくりの意識を高める取り組みが必要となっています。
- 高齢化がさらに進み、一部地域では地域活動を維持することが困難となってくるのが予想されます。
- 市地域づくりネットワークが設立されましたが、加入団体は減少傾向にあります。
- 政治や行政に無関心な市民の増加により、各種選挙における投票率が低落傾向にあります。

◎ 施策の課題

- 自治基本条例の認知度を高め、いかに市民・議会・執行部が協働し、まちづくりを進めていくかが課題です。
- 市民参画の柱となるリーダーの育成が必要です。
- 自治会や区の取り組みを活性化させる啓発と地域活動の担い手の育成が必要です。
- 地域コミュニティ活動のあり方について検討が必要です。
- 魅力ある行事やイベントの開催と、より有効な周知方法の検討が必要です。
- 市地域づくりネットワーク加入団体の減少の抑止と、新規団体の設立支援が必要です。
- 選挙権の年齢が18歳に引き下げられますが、今後は、有権者となる小、中、高校生への主権者教育が大切になると言われています。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 自治基本条例に基づき、市民参画を促すための情報提供を積極的に行い、協働によるまちづくりを進めていきます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、自治基本条例に基づいた協働のまちづくりを行います。
- 市民は、参画と協働にあたっては、自らの発言や行動に責任を持ちます。
- 市民は、自治につながることを認識して積極的に地域づくり、まちづくり活動に参加します。
- 市民は、自治への関心を持ち、自ら情報を得て、積極的な参画に努めます。
- 市民は、地域社会との調和に努めます。
- 市民は、地域の一員であるという自覚を持ち、為政者を選ぶための選挙(投票)を棄権しないように努めます。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、自治基本条例に基づいた協働のまちづくりを行います。
- 市は、市民の参画の機会の拡充を図ります。
- 市は、市民の意見提案を総合的に検討し結果に対して説明責任を果たします。
- 市は、市の方向とまちづくりの理念を広く市民に示します。
- 市は、地域のまちづくりに対して支援を行います。
- 市は、市民と情報を共有するため、わかりやすく情報を公開します。
- 市選挙管理委員会は、主権者教育を推進し、有権者の政治意識が向上するための啓発活動に努めます。

施策の展開(施策の柱)

1. 地域づくり(まちづくり)人材の育成
2. 地域づくり(まちづくり)活動機会の確保

政策1.自治の健康

2 施策名 行政改革の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

信頼される組織づくりと健全な行政運営を持続させるため、行政改革大綱及び集中改革プランを確実に実行していきます。

さらに、行政評価システムによって進行管理を行い、改革・改善につなげていく取り組みを継続します。

また、市民への積極的な情報公開に努めることにより行政としての説明責任を果たし、市役所の信頼性の向上や市民との信頼関係の構築を図ります。

議会に対する市民の関心をより高くするため、さらにわかりやすく透明性の高い議会情報の提供に努めます。

目的と施策の方針

対象

- 市役所、市職員

意図

- 市民に信頼される組織になる

| 成 果 指 標 | 単 位 |
|----------------------------------|-----|
| A：集中改革プランの取り組み実績 [別指標] | % |
| B：市役所が信頼できる組織だと思う市民の割合 [市民アンケート] | % |

| 成果指標 | 平成26年度 現状値 | 数値区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|---------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| A | - | 成り行き値 | 83.0% | 88.0% | 93.0% | 98.0% |
| | | 目標値 | 85.0% | 90.0% | 95.0% | 100.0% |
| B | 71.7% | 成り行き値 | 72.0% | 72.0% | 72.0% | 72.0% |
| | | 目標値 | 73.0% | 75.0% | 77.0% | 79.0% |

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：集中改革プランの取り組み実績の成り行き値は、第2期集中改革プラン（平成23～27年度）の実績をもとに設定しました。

目標値は、毎年度の計画に基づきスピード感を持って実行することを目標とし、平成31年度には100%の達成を目指すと設定しました。

B：市役所が信頼できる組織だと思う市民の割合の成り行き値は、過去の市民意識調査において合併の翌年度（56.2%）から平成25年度（72.5%）までは毎年増加し平成26年度（71.7%）は微減となっている状況から、平成31年度まで現状維持で推移すると設定しました。

目標値は、自治基本条例が定める市の執行機関（市長・市職員）の責務と役割を果たすことで、毎年2%ずつ成果を伸ばすことができると考え、平成31年度目標値を79.0%に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 職員の人材育成基本方針に基づき人事評価制度を本格導入し、目標管理等の評価プロセスにより人材育成を図っています。
- 人口が増える中、適正な職員配置を求める声があり、又、新たな国の方策等による地方自治体を取り巻く環境が変化しています。
- 現在分庁方式を継続しているが、健康都市こうしの実現とサービスの総合力強化を目指し、窓口業務改善を含めた庁舎のあり方の検討が進められています。
- 平成28年1月の社会保障・税番号制度の開始に伴い、更なる住民サービスの向上や業務の効率化が求められます。
- 地方創生等により予算規模が拡大し、今後の事務処理において会計帳票等関係書類の増加や多様化が予想されます。
- 選挙権が18歳以上に引き下げられる見通しとなり、若い世代の政治への関心が高まってくると考えられます。
- 市財政の健全化や市民サービスの維持・向上のため、PPP（官民連携）を活用することが求められます。

◎ 施策の課題

- 市役所に対する市民の評価を上げるための、自治基本条例に基づく市民参画への取り組みが必要です。
- 職員の質の向上を図ることによる、市役所の信頼性向上、市民との信頼関係構築が必要です。
- 適正な職員数の研究分析と、効果的な組織の検討が必要です。
- 広報紙の充実と効果的な情報発信の検討が必要です。
- 職員（正規、嘱託、臨時職員）の意識改革と市民サービスの充実が必要です。
- PPP（官民連携）による事業推進が求められます。
- 行政評価システムと連携した人事評価制度の構築に向けた取り組みが必要です。
- 行政評価システムの活用と市民への周知が必要です。
- 予算執行におけるより確実で効率的な事務処理が求められます。
- 市民と密接したより質の高い議会活動が求められます。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 職員の育成と効果的な組織運営を行います。
- 計画的な施策・事業を推進します。
- スピード感のある行政経営を推進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、納税の義務を果たし、受益者負担を行います。
- 市民は、行政に対して関心を持ちます。
- 市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画と協働に努め、自らの発言と行動に責任を持ちます。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民と協働するために徹底した情報公開を行い、説明責任を果たします。
- 市職員は、まちづくりの課題を解決する能力の向上に積極的に努めます。
- 市職員は、地域活動に参加し地域の声を聴きます。
- 市は、職員の人材育成を行い、サービスの向上に努めます。

施策の展開(施策の柱)

3. 計画的な施策・事業の推進

4. 職員の人材育成と効果的な組織運営

5. 広聴・広報機能の充実

6. 情報化の推進

7. 市民サービスの向上

8. 会計の適正な処理

9. 評価機能の確保

10. 開かれた議会の推進

11. 戦略的政策の推進

12. 公有財産の管理運営

政策1.自治の健康

3 施策名 財政の健全化

◎ 第2次基本構想での施策の方針

歳入面では市税収入の確保に努めるとともに、歳出面では限りある財源を効率的かつ効果的に活用し、財政計画に基づく健全な財政運営に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市の財政

意図

・健全な財政状況を保つ

| 成 果 指 標 | 単 位 |
|----------------|-----|
| A：実質公債費比率 | % |
| B：基金残高（財政調整基金） | 千円 |
| C：税収納率（現年度） | % |

| 成果指標 | 平成26年度 現状値 | 数値区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|-----------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| A | 7.1% | 成り行き値 | 6.0% | 6.4% | 7.7% | 8.8% |
| | | 目標値 | 6.0% | 6.4% | 7.7% | 8.7% |
| B | 3,743,276 千円 | 成り行き値 | 3,736,000千円 | 3,512,000千円 | 3,352,000千円 | 2,871,000千円 |
| | | 目標値 | 3,888,000千円 | 3,811,000千円 | 3,795,000千円 | 3,614,000千円 |
| C | 99.04% | 成り行き値 | 98.97% | 98.97% | 98.97% | 98.97% |
| | | 目標値 | 99.00% | 99.10% | 99.20% | 99.30% |

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：実質公債費比率の成り行き値は、普通建設事業の伸びに伴う合併特例債の発行増額により公債費残高が増加することとなり、実質公債費比率の数値が悪化すると、平成31年度8.8%に設定しました。目標値は、普通建設事業費を2.0%から3.5%削減することで、平成31年度8.7%に設定しました。
- B：基金残高（財政調整基金）の成り行き値は、社会保障関係経費と普通建設事業に係る公債費が増加すること等を踏まえ、毎年度の収支均衡を図るための財源不足を財政調整基金から取り崩すこととして、平成31年度2,871,000千円に設定しました。目標値は、収支均衡を図るための財源対策として、ある程度の取り崩しが想定されるものの、普通建設事業費等を2.0%から3.5%削減することで、平成31年度3,614,000千円に設定しました。
- C：税収納率（現年度）の平成26年度の経済動向をみると、地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策等の各種政策の推進により、景気は緩やかに回復していくことが見込まれます。成り行き値については、収納率に影響がある法人市民税が毎年景気の動向に左右されることから、過去5年間の平均値の80%を見込んだため、収納率は現状値より低く設定しました。目標値については、県との連携を図り滞納整理体制確立、新規滞納者への早期対応や滞納処分の強化を引き続き行い、また、業務の効率化・職員の育成を図りながら収納率向上に努めることで設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 市民の財政運営に対する関心が高まり、歳入増や歳出削減についての意見が増えています。
- 財政健全化法に基づいた、早期健全化基準をクリアしていますが、今後も引き続き計画的な財政運営が求められます。
- 歳入については、法人市民税の増減が著しく、地方交付税決定額にも影響があり財政見通しが困難な場合があります。
- 普通交付税の合併算定替が終了し、一本算定に向けて段階的に減額が行われます。
- 歳出については、扶助費等の増加による義務的経費が増加し、毎年度、財源不足が生じていますが、今後も人口増加が進み、義務的経費の増加が予測されます。
- 地方創生関連の取り組み実施による事業予算が必要となってきます。
- 財政計画に基づく計画的な財政運営への取り組みを行ってきましたが、常に経済状況に合わせた財政計画の見直しが必要となっています。
- 資産や債務の正確な把握と管理、財務情報の分かりやすい開示などを目的として、全国統一的な「新地方公会計」の整備が進められていきます。
- 新規滞納者への早期対応や滞納処分強化により、市税収納率は向上していますが、今後の経済状況の変化によっては、収納率の減少も懸念されます。

◎ 施策の課題

- 平成27年度に普通交付税の合併算定替が終了し、平成32年度の本一本算定に向かって平成28年度から段階的に減額が行われ、今後ますます厳しい財政状況となることが予測されるため、これまで以上の自主財源の確保と、歳出の抑制が必要となります。
- 合併特例債も平成32年度までと期間延長になり、必要な行政水準を確保するためには、一定の起債借入れは必要になるため、将来の償還を考慮したバランスのよい財政運営を行う必要があります。
- 年度によって生じる財源の不均衡（法人市民税の増減等）を調整するために設置している財政調整基金は、合併当初の約16億円から約37億円（平成26年度末）へ増えていますが、今後、交付税の減額や大規模事業の実施などにより毎年度の予算編成において、取り崩しを行う必要が予測され、基金総額の減少が課題となります。
- 大規模事業の実施にあたっては、PF1・PPPなどの活用により歳出予算の圧縮を図っていく必要があります。
- 人口増加と高齢化に伴い増えていく扶助費などについて、今後どのように対応していくかが課題です。
- 公共施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持補修や更新による財政負担の平準化が必要となります。
- 市税等における高額滞納者に対する収納対策が課題です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 計画的な財政運営と将来負担を見据えた財政の健全化を図ります。
- 市税等の収納率の向上と政策推進による自主財源の確保に努めます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、納税の義務を果たし、受益者負担を行います。
- 市民は、市の財政運営に対して関心を持ち、経費節減について自らできる部分は自分たちで行います。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、分かりやすい情報公開を行い、市民への説明責任を果たします。
- 市は、財政改革をすすめ、経費節減を行います。
- 市は、財政計画の進行管理を適正に行います。
- 市は、財政運営に関する職員の意識改革を図ります。
- 市は、自主財源の確保に努めます。

施策の展開(施策の柱)

13. 財政事務の適正な執行

14. 自主財源の確保